

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年3月まで
昭和40年2月に結婚した後、役場から20歳までさかのぼって納付できる旨の通知を受け、義母が一括で支払ったはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫、義父及び義母の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されている上、国民年金制度開始当初の昭和36年から、国民年金加入期間すべての保険料を納付済みであることから、その家族の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられ、申立人の義母が申立期間の保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、「妹が厚生年金保険の会社を退職した昭和46年4月ごろ、国民年金への切替手続に自分が役場へ行った時、自分の付加年金への加入と妻の国民年金保険料をさかのぼって納付できる話を聞いた。その後、母親が妻の国民年金保険料をさかのぼって納付したと思う」と証言しており、この時期は、第1回目の特例納付の実施期間中（昭和45年7月から47年6月まで実施）であるため、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能である上、社会保険庁の記録により、申立人の夫は昭和46年4月から付加年金を納付していることが確認できたことから、申立人の夫の証言内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年1月まで
前夫が勤務していたA社の社長夫人が、私たち夫婦の国民年金加入手続をしてくれた。その後年金手帳を社長夫人から渡された時、後は自分たちで納付するように言われた。申立期間について、社長夫人が納付していたはずで未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その前夫が勤務していたA社の社長夫人から国民年金手帳を渡された時、その社長夫人から、「後は自分たちで納付しなさい」と言われたことを鮮明に記憶している上、さかのぼって納付したことは無いと述べており、申立人が所持する国民年金手帳（昭和45年9月8日発行）の昭和45年度の4月から9月までの検認記録欄には、検認印（検認 45.11.11B市）が押されていることから、申立人の国民年金の加入手続をしたとする社長夫人は、昭和45年9月ごろ申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間を含む納付可能な保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の前夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和45年9月ごろ払い出されており、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立期間に近接している昭和47年度の12か月分が申立人の国民年金手帳に検認印が押されていることが確認できたことにより、未納であった部分が納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年10月まで
当時、長兄の店で働いており、義姉が国民年金の加入手続をして、兄弟の分と一緒に納付していた。二人の兄と義姉は納付済みであるのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1年3か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間当時、その兄の経営する飲食店で働いており、当時一緒に働いていた申立人の義姉及び二人の兄は、国民年金保険料を完納していることから、保険料を納付していたとする申立人の義姉は納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人の義姉から、「申立人が夫の店に勤務するようになって、国民年金の加入手続をし、自分が夫婦二人分の保険料と兄弟二人分の保険料を併せて納付していた」との証言が得られた。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年8月に払い出されており、この時点で申立期間は納付可能であるため、申立人の国民年金の加入手続を行った申立人の義姉が納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年1月まで
私がA支所で加入手続をして、国民年金保険料は、毎月、婦人会の集金で納めていた。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間当時、B町では、婦人会が国民年金保険料の集金業務を行っていたことが確認でき、婦人会の集金で国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、前納期間も見受けられる上、夫婦は、国民年金制度発足の昭和36年から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることから、夫婦は国民年金制度の関心が高く、国民年金保険料を納付する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年4月まで

20歳になったところに、両親から国民年金保険料を支払うように言われ、給料の中から、母親にお金を渡していた。母親か義姉が、家族の国民年金保険料を自宅に集金に来た町内の班長に支払っていた。同居していた兄夫婦は納付済みであるのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったところに、その両親から、「私たちは国民年金に加入しなくてもよいが、お前は加入しなくてはいけない」と言われ、結婚のためにA市へ転居するまで、給料の中から、申立人の母親に国民年金保険料を渡していたと述べており、社会保険庁の記録により、申立期間当時、明治生まれの申立人の両親は、国民年金に加入していないことが確認でき、その主張は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び納付を行ったとするその母親は、昭和45年1月に高齢者の任意加入制度が再開された際に国民年金に加入していることから、その母親は国民年金制度の関心が高く、国民年金保険料を納付する意思が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、その母親か義姉が、集金に来た町内の班長に国民年金保険料を納付していたと述べており、同居していたその兄夫婦は納付済みである上、申立人が申立期間当時居住していたB市に確認したところ、申立期間当時、町内で国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できた。

加えて、申立人は、赤っぽい国民年金手帳を持っていたと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月26日から同年2月1日まで
私が所持する平成2年2月分給料支払明細書では、厚生年金保険料が給料から控除されているのに、年金記録が無いことに納得がいかない。
申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は平成2年1月26日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書に係る保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から同年3月1日まで

A社には、平成12年1月17日から勤務し始めたが、厚生年金保険料は同年2月から控除されているにもかかわらず、事業主の届出の誤りにより、同年3月から厚生年金保険被保険者となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成12年の賃金台帳の2月分欄において、当月控除となっている同年2月分の保険料が控除されていること、及び雇用保険の記録により、申立人がA社に同年1月17日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳に係る保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日が平成12年3月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年3月8日）及び資格取得日（昭和32年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月8日から32年3月1日まで

昭和28年にA社に運転助手として入社し、その年、運転免許を取得し会社からディーゼル車の新車を配車してもらい、B県、C市等の遠距離に酒、味噌等を運搬した。途中退職した記憶は無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にのみ厚生年金保険の加入記録がある同僚による「申立人は、運転手として勤務していた」との証言及び昭和30年3月31日に退職した同僚から、「退職するとき、申立人は同じ勤務形態で継続勤務していた」との証言が得られている上、申立人は申立期間中に退職した同僚について、「自分より先に退職した」と話しており、申立期間のみ厚生年金保険の加入記録がある同僚と「一緒に仕事をした」とも話していることから、申立人は、申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人を除き上記同僚を含むすべての被保険者について、申立事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年3月から32年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和37年5月7日、資格喪失日を38年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年2月まで

昭和37年5月にA社で働いていた親の知人の紹介で入社した。当初は日勤で、その後交替勤務に就いた。仕事はトリコット機により生地を編む作業の台持ちと準備だった。各組3人ないし4人編成であり、私の組長はBさんで、Cさん、Dさんが同組だった。別の組はE組長とFさんなどがいた。整経と検査は女性で、Gさん、Hさん、Iさんとほかに3人ないし4人いた。その後、Bさんの誘いでJ県のK社に転職した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社においてトリコット機の台持ち作業に従事していたことは複数の同僚の証言から推認できる。

また、申立期間以前から在職していた複数の同僚が、「申立人は昭和37年又は同年5月ごろにA社に入社した」と証言していること、及び申立人が、「昭和37年5月4日（金曜日）にL社を退職後、すぐに親の紹介でA社に入社した」と陳述していることを踏まえると、申立人の入社日は、「昭和37年5月7日（月曜日）」と推認できる一方、退職日については、申立期間以後に退職した複数の同僚が、「申立人は昭和38年又は同年2月ごろにA社を退職した」と証言していること、及び申立人が、「A社に昭和38年1月末まで勤務し、親の紹介でM大学に転職した」と陳述していることが符合していることから、昭和38年1月31日と推認できる。

さらに、元役員及び複数の同僚が、「A社の従業員は全員正社員であった」と証言している上、申立期間において申立人と同種の業務に従事していた従業員全員について、厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和37年5月から38年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を平成12年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月21日から同年3月1日まで

私は、求人広告でA病院に就職し、指定された平成12年2月21日から勤務した。採用後の2か月間は日給と言われたが、実際の勤務は8時30分から17時30分までで残業もあった。同年2月分の厚生年金保険料が給与から天引きされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成12年3月の給与支給明細書において、翌月控除となっている同年2月分の保険料が控除されていること、及び雇用保険の記録により、申立人がA病院に同年2月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与支給明細書に係る保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A病院の社会保険委員は、申立人の申立期間に係る保険料を納付していない旨を回答していることから、事業主が平成12年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が申立期間②について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和39年9月1日、同喪失日を41年7月15日とした旨の届出、また、申立期間③について、B社C支店における同取得日を同年7月25日、同喪失日を同年9月7日とした旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間②及び③に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年9月から41年5月までは1万4,000円、同年6月は2万4,000円並びに同年7月及び同年8月は2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月16日から36年7月18日まで
② 昭和39年9月1日から41年7月15日まで
③ 昭和41年7月25日から同年9月7日まで
④ 昭和56年5月5日から58年5月1日まで

私は、67歳の現在まで多くの事業所に勤務したが、下記4か所の厚生年金保険被保険者記録が抜けているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。①D社（現在は、E社）はF市G区で入社後、すぐにH県に向向となり出向先のI社で検査の業務をしていた。②A社はH県J市で勤務した。③B社C支店は同じくH県で商品の仲買を行う仕事だった。④K社はL市M区の人材派遣会社でN県O市にある会社（P社）に派遣され、その後半年ほどでQ県に在る別の事業所（R社）に派遣された。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係るA社から提出された退職者名簿から、申立人は昭和41年7月14日に退職したことが確認できる一方、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該退職者名簿には当該氏名は申立人以外には確認できない上、当該被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和39年9月1日に被保険者資

格を取得した旨の届出及び41年7月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所における当該未統合の被保険者記録から、昭和39年9月から41年5月までは1万4,000円、同年6月は2万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③に係るB社C支店の記録も確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同姓同名、同一生年月日となっている上、当該被保険者記録は未統合記録であると確認できるほか、雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者記録はおおむね一致していることから、申立人が申立期間③において、同事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①に係るE社から提出された入社時の社員名簿には、申立人が昭和35年12月21日に入社した記載があり、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は入社時の社員名簿が存在するのみであり、申立人の退社日は不明と回答しているほか、当該名簿に記載された昭和35年12月に入社した15名について、社会保険事務所で保管している厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険への加入が確認できたのは5名のみであり、5名全員の厚生年金保険被保険者の資格取得日が翌36年6月1日となっているほか、半年も勤務しなかったと証言した同僚には被保険者記録が確認できなかったことから、当該事業所においては、従業員のそのすべての勤務期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間④に係るK社について、申立人の雇用保険の加入記録は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致しているほか、昭和57年10月1日から厚生年金保険被保険者期間のある同僚は、「自分より後に入ってきた」と証言しており、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間④に係る当該事業所の勤務期間は2年半程度であったと記憶しているところ、厚生年金保険被保険者期間とおおむね一致している。

加えて、申立人は、申立期間①及び④について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和60年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月26日から同年9月2日まで

A社の厚生年金保険記録は、昭和60年9月2日からとなっているが、私が所有する同年9月分の給料支払明細書には、出勤日数の欄に「自8月26日」と記載されていることから、同年8月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の入社月（昭和60年9月分）及び退社月（平成19年1月分）の給料支払明細書の記載から、保険料控除については翌月控除であったことが認められるとともに、昭和60年9月分の給料支払明細書には、出勤日数の欄に「自8月26日」と記載されていることから判断すると、申立人は、同年8月26日から、同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書における保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和60年9月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年12月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月7日から43年4月1日まで

昭和41年末にA社がC町に呉服部門の店舗を出店することになり入社した。会社の社員名簿には同年12月7日入社と記録されているが、厚生年金保険の加入記録は43年4月1日からになっている。入社日である41年12月7日から厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の申立期間当時の社員名簿によると、申立人は昭和41年12月7日に入社したことが確認できる。

また、当該社員名簿に記載された従業員は、申立人を除きいずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、当該従業員の資格の取得日は、おおむね社員名簿と一致していることが確認できる。

さらに、申立人より後に入社し、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間のある複数の同僚は、「自分が入社した時、申立人は既に勤務していた」、「申立人は昭和41年12月には在籍しており、正社員として一緒に働いた」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る保険料を納付した」と回答しているが、当時の資料は保存されていないほか、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被

保険者標準報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届など、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを誤って記録するとは考え難いことから、事業主が昭和43年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る41年12月から43年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から40年1月1日まで

私は、A病院（現在は、Bセンター）に昭和37年1月1日から研究員として在籍し、38年1月8日からは医師として勤務した。39年11月25日に結婚したが、年末まで勤務した。私の当該産院における厚生年金保険被保険者資格喪失日を40年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及びBセンターから提出された人事記録において、昭和39年12月31日に退職した旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同一部署に在籍し、同様の業務に従事していた、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚医師は、「申立人が昭和39年12月末まで勤務していたことは間違いない。勤務形態も変更は無かった」と証言しているほか、当該事業所は、申立人の勤務形態について、「人事記録により、昭和38年1月8日から39年12月31日まで医務嘱託（昭和39年1月20日から同年9月30日まで医務非常勤嘱託）」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険に関する資料は無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの期間及び同年7月から平成3年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで
② 昭和63年7月から平成3年7月まで

大学卒業後、両親と同居し、家業（割烹業）を手伝っており、両親は、国民年金保険料をすべて納めている。家計は困っておらず、私のみ支払っていないとは考えられない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、婚姻前にA市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立期間当時は、夫婦共国民年金保険料を口座振替で納付しており、銀行員任せであったため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が無いと述べており、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年9月ごろにB市で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人は、同年7月に婚姻した際、国民年金に未納期間があることが分かり、さかのぼれる期間をまとめて納付したと述べていることから、「結婚するまで両親が納付していた」との主張には不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年2月まで
申立期間は大学生だったが、父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたはずだ。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人が所持する年金手帳は厚生年金保険の資格を取得した記載があるもので、申立期間に係る資格記録の記載は無い上、申立人は申立期間当時の国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は既に亡くなっており証言を得ることができないなど、ほかに申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から5年9月まで

平成7年8月に長男が誕生してから同年12月までの間に、突然、年金未納の通知があった。当時、未納期間の国民年金保険料の納付は親がしていたので、親に連絡を取り確認したところ、事情があり納めていないことが分かった。

このままでは年金を受け取れないと思い、すぐに納付した。納付したことは親にも伝えたが、納めた金額は30万円から40万円の間の大金であったので覚えている。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年8月に長男が誕生してから同年12月までの間に、突然、年金の未納通知があったので、親に連絡を取り確認したところ、事情があり納めていないことが分かり、すぐに金融機関に納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する平成7年8月から同年12月ごろは、既に時効により申立期間の大部分が納付できない時期である。

また、申立人は、未納だった申立期間について、はがきを持参して金融機関で納付したが、社会保険事務所や市役所に納付書発行の依頼をした覚えが無いと述べているところ、過年度分の保険料を納付する場合、社会保険事務所発行の納付書で納付することから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したという報告を受けた申立人の母親から聴取しても、申立人の国民年金保険料を納付したことを裏付ける証言等を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月20日から32年4月26日まで
社会保険事務所の記録では、昭和32年5月28日に、脱退手当金2万1,527円を支給したとあるが、そのような大金を受け取った覚えも無いし、厚生年金保険の脱退手当金の手続をした覚えも無い。申立期間に係る脱退手当金の支給済記録を取り消して、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に勤務していた申立人の同僚について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年4月26日の前後各1年に資格喪失した者で、社会保険事務所において記録が確認できた脱退手当金受給資格を有する者43名について脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人を含む33名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から平均約2か月経過後に脱退手当金の支給決定がされているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保有する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付記録欄には脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から平成3年4月30日まで
昭和60年にA社に入社し、B市内のC社に出向となり、平成3年4月30日まで働いた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に、A社に勤務していたことは期間の特定はできないものの、同僚の証言や当時の写真から推認できる。

しかし、同僚は、「申立人はパートだった」、「パートは途中まで厚生年金保険に加入していなかった。途中から加入できるようになり、会社から社会保険の説明があった」と証言しており、社会保険庁のオンライン記録によると、証言どおり、申立人と複数の同僚のいずれも平成3年5月16日に厚生年金保険を資格取得している。

また、申立事業所には平成3年5月16日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えが保管されている。

なお、申立期間の一部について、国民年金保険料を納付しており、60歳以降は、国民年金に任意加入し納付している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 14 日から 51 年 7 月 3 日まで

A支店に現地採用されたわけでもなく、B社の社員として会社の指示に従い海外支店に赴任し、無我夢中で会社のため、日本のために骨身を削り働いた。しかし、会社が雇用者の特権で被雇用者本人に全く知らせず極秘の内に、社会保険事務所関係書類の「解雇手続を偽造」して保険料納付を逃れた違法行為をしていた。順次年金生活に入る多くの後輩たちのためにも、第三者委員会の力で私の年金記録を是正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及びA社から提出された個人台帳(労働者名簿)の記載内容から、申立期間において、海外(A市及びC市)赴任しており、同社と申立期間の雇用関係が継続していたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において国内での給料支払は無かったとしている一方、申立期間当時、日本企業から海外赴任した際の厚生年金保険の加入については、厚生省保険局長通達「休業期間中に於ける健康保険及び厚生年金保険の取扱いについて」(昭和 25 年 4 月 14 日保発第 20 号)に基づき、給与が現地法人から支払われている場合、被保険者資格を喪失させる取扱いが行われており、当該事業所は、「昭和 43 年 1 月 14 日の A 市赴任の時、非居住者扱いとして日本での給与の支払が発生しないため、資格喪失手続を行い、途中の帰国も短期間で日本での給与も発生しないため、資格取得手続はせず、51 年 7 月 3 日に帰国し本社復帰したため、資格取得手続をした。その間の保険料の支払は無かった」との回答している。

また、申立人が供述している同一の海外赴任業務に従事していた 3 名の同僚について、厚生年金保険被保険者期間が空白となっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 15 日から 60 年 6 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 3 日まで

私は、昭和 59 年 12 月に通学していた定時制高校の先生の紹介で A 会に勤め、高校卒業までの約束で 61 年 12 月まで働いた。高校卒業後は求人広告に応募し、62 年 4 月から 1 年間ほど B 社で働いた。A 会は試用期間は無かったと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録が 60 年 6 月からなのは納得できない。また、B 社の記録が無いのにも納得できないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は A 会に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は平成 14 年 4 月 1 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主（理事長）は、「平成 8 年以前の資料は廃棄されており不明」と回答しているが、当時の同僚は、自身の厚生年金保険被保険者記録が、申立人の資格喪失日である昭和 61 年 12 月 28 日から約半年後の 62 年 5 月 1 日資格取得となっているにもかかわらず、「申立人の後任のために採用され、申立人とは数か月間引継ぎのため一緒に働いた」と証言しているほか、他の同僚も自分の働き始めた記憶と実際の資格取得日とは数か月のずれがあると回答していることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の資格取得日は昭和 60 年 6 月 1 日となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

一方、申立期間②について、B 社で申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、正確な勤務期間及び保険料控除に係る有力な証言が得られないほか、当該事業所は、「新しく入社する者については口頭ではあるが、正社員希望か否かを確認し、正社員希望の者につ

いてのみ社会保険加入手続を取った」旨の証言をしていることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所を受託している社会保険労務士は、当時の台帳に申立人の名前は見当たらないと回答しているほか、申立人の当該事業所における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

A社B支店に昭和 58 年 5 月に入社し、59 年 2 月ごろ、同社C支店開設のために同僚と共に赴任した。その後、同支店が 61 年 3 月に閉鎖したため退社した。A社に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人の勤務期間の特定はできないものの、A社B支店及び同社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店の総務担当者は、「本社の指示で、歩合給の営業社員は厚生年金保険に加入させなかった」と証言しているところ、申立人は、同社B支店では歩合給の営業社員であったと述べており、また、申立人の同社B支店勤務を証言し、同社D支店開設のために赴任した同僚は、「C支店開設より少し前の昭和 59 年 3 月にD支店が開設され支店長になったが、厚生年金保険に加入したのは完全月給となった同年 12 月 1 日からだったと思う。その前は給料から保険料が引かれていなかった」と証言している。さらに、同社C支店開設のために申立人と同支店に赴任した同僚についても調査したが、A社での厚生年金保険被保険者加入記録は確認できないことを踏まえると、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

一方、A社が適用事業所となったのは、昭和 59 年 1 月 10 日であり、同日前に適用事業所となった記録は確認できないとともに、同社は、平成 4 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会を行ったものの、回答が得られなかったため、申立てに係る事実を確認することができなかった。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録では、申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年から 30 年 8 月まで

昭和 28 年ごろから、A 市にある B 社の下請けの C 社に勤め、二輪車の製造をしていた。厚生年金保険の加入期間は 30 年 9 月 8 日からになっているが、その 2 年前から勤めていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間中に勤務していた同僚のうち、連絡の取れた 13 人に申立人の勤務状況を照会したところ、申立期間以外も含めて勤務期間は特定できないものの、申立人が勤務していたとする者が 1 人いるほかには、申立期間中に申立人が勤務していたとする証言は得られない上、申立人も申立期間のみに厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚についての記憶を有しておらず、申立期間において勤務していたことを推認することができない。

また、申立事業所は昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっている上、申立事業所から分離独立した D 社に照会しても、当時の資料は残っていないため不明と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 57 年 3 月 21 日まで
私は、昭和 53 年 1 月から 57 年 3 月まで A 社に勤めたが、在職中に受けた給与額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違していると思われるので、訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁で管理する A 社の被保険者記録照会回答票により、申立期間当時に入社した同僚及び在籍していた同年齢の同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立人と近接した額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所に採用された際、事業所から前職の給与を加味する旨の説明があったと主張しているが、当該事業所は、「採用時に前職の給与を加味して給与決定することは無かった」と回答をしているほか、厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、「採用時に事業所から前職の給与等を聞かれたことは無かった」と証言していることから、申立人の主張どおりの取扱いがなされていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所で管理している厚生年金保険被保険者原票を確認しても不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しているほか、さかのぼって標準報酬月額の訂正を行った形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 16 日から 36 年 8 月 1 日まで
昭和 35 年 3 月に A 市内の中学校を卒業し、同年 3 月 16 日から兄が働いていた B 社に入社した。同社では事務と雑用が主な仕事で 38 年 5 月に退職した。厚生年金保険の加入期間は 36 年 8 月からとなっているが、35 年 3 月から 36 年 7 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、事業主、申立人の兄及び営業担当であった同僚の証言から、中学校卒業後から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当時の事務担当者は既に死亡しており申立期間当時の資料も残っておらず、試用期間及び厚生年金保険への加入選定基準等の確認はできないが、当時中学校を出たばかりの女子をすぐに厚生年金保険に加入させることは考え難い」と証言している。

また、他の同僚からは、申立期間の保険料控除に係る有力な証言を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から60年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年11月1日まで

私は、昭和58年4月から61年6月までA組合に勤め、同年7月から平成8年10月までB社に勤めた。両事業所では経理関係の仕事をし、社会保険の担当者として届出等も行っていたが、申立期間の給与は下がっておらず、社会保険庁の標準報酬月額が申立期間①については26万円から24万円に、申立期間②については36万円から34万円に下がっているのは納得できないので、両申立期間の標準報酬月額の訂正を申し出る。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人は、標準報酬月額が相違していることを主張しているが、申立期間①について、A組合の当時の事業主は、「申立人が社会保険関係事務を行っていたが、当時の資料は無く不明」と回答しているほか、申立人は、自らが事務担当者であった旨を供述しているところ、当該事業所の社会保険事務所への標準報酬月額の届出及び社会保険料の納入告知額の確認行為を行っていた申立人自らの標準報酬月額が下がった事実を把握していなかったとは考え難い。

また、申立期間②について、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録は一致する上、賃金台帳では、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、両申立期間について、社会保険事務所の記録から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの形跡も無い。

加えて、申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。